

尾張旭市教育委員会（７月）定例会次第

日時 令和８年７月２２日（水）
午後２時
場所 市役所３階 講堂（１）

- １ 開会のあいさつ
- ２ 前回会議録の承認について
- ３ 報告
別紙のとおり
- ４ 付議事件
第１２号議案 令和９年度使用教科用図書の採択について
- ５ その他
- ６ 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和８年８月２６日（水）午後２時
場所 市役所３階 講堂（１）

I 令和8年度第2回尾張部都市教育長会議

令和8年7月1日（水） 於：知多市勤労文化会館

1 開会

2 会長あいさつ

あま市教育長 伊藤 克仁

3 開催市長あいさつ

知多市長 伊藤 清一郎

4 愛知県教育委員会あいさつ

事務局長 坂川 智

5 愛知県からの連絡事項

(1) 当面する人事行政諸課題への対応状況について

愛知県教育委員会 教職員課 主査 池田 有希

(2) キャリア教育コーディネーター活用事業（小中学校）について

愛知県教育委員会 義務教育課 課長補佐 石原 伸一

(3) 部活動の地域展開について

愛知県教育委員会 保健体育課 課長補佐 石黒 雄介

6 協議議題

(1) 議題1 中学校部活動の地域展開に伴う経済的困窮世帯への支援について【常滑市】

(2) 議題2 中学校部活動の地域展開に伴う受入団体への支援について【常滑市】

(3) 議題3 教育大綱策定時のこどもの意見の徴収方法について【江南市】

(4) 議題4 A I 学習ドリルの導入状況について【大府市】

(5) 議題5 使用しなくなったプールの利活用について【岩倉市】

(6) 議題6 部活動地域展開に係る認定地域クラブ指導者の研修について【日進市】

7 諸連絡

8 次回開催

開催市 常滑市

日 時 令和8年10月28日（水）午後2時から

場 所 常滑市役所

9 閉会のあいさつ

Ⅱ 愛日地方教育事務協議会

令和8年7月7日（火） 於：にしんマスポロ市民会館

1 開会のことば

2 あいさつ

3 協議事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 令和8年度 補正予算書（案）について
- (3) その他

4 報告・連絡依頼事項

- (1) 事務局からの連絡依頼事項
- (2) その他

5 その他

- (1) 教育事務所からの連絡依頼事項
- (2) その他

6 閉会のことば

教育長の現場訪問

尾張旭市での児童生徒への
AI利活用について

令和8年7月22日(水)

教育委員会定例会(7月)報告資料

AIと学校教育

生成AIの活用には様々な議論があります。

⇒AIは、子どもたちの日常生活に溶け込んでいる。

もう、AIは必要不可欠で、教育現場にも導入は避けられない。AIを積極的に取り入れよう。との声。

⇒AIに質問すれば、数秒でもっともらしい答えが返ってくる。子どもたちは、自分で考える前に答えに近づいてしまう。考える前に答えを持つようになる。AIより先に、考える経験が必要では。との声。

AIについての国の考え方

初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)【概要】

人間中心の利活用

- 生成AIを有用な道具になり得るものと捉え、出力を参考の一つとして、リスクや懸念を踏まえた上で、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要
- 学習指導要領に定める資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用
- 学びの専門職としての教師の役割が一層重要

代表的な生成AIの年齢制限

参考

2026年4月現在

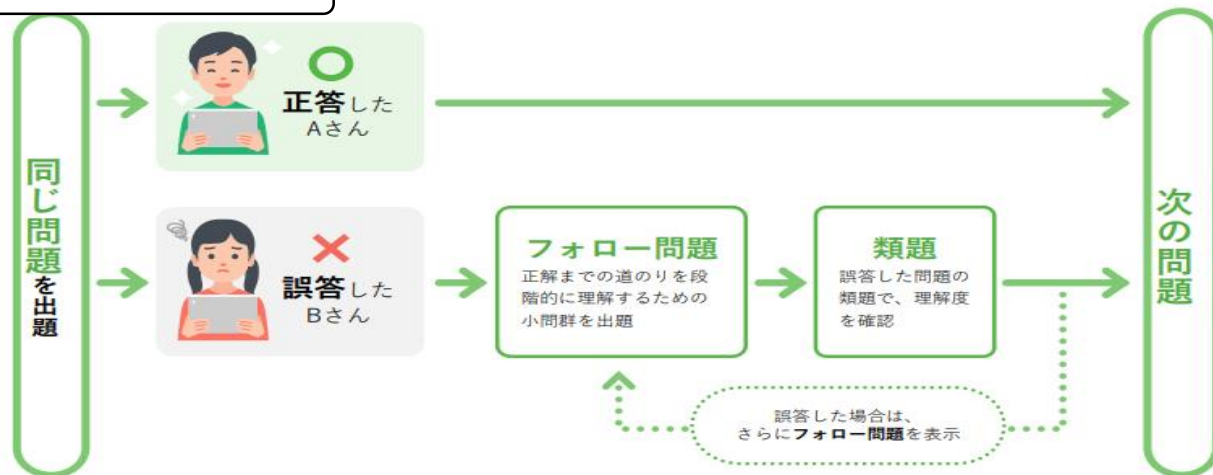
	 ChatGPT	 Copilot	 Gemini	 Claude
小学生まで				
13歳未満	 利用不可	 利用不可	 条件付き許可 (保護者管理・機能制限あり)	 利用不可
中・高校生				
13歳～17歳	 条件付き許可 (要 保護者の同意)	 条件付き許可 (保護者の同意・機能制限あり)	 制限付き許可 (フィルター/機能制限あり)	 利用不可
18歳以上	 利用可能	 利用可能	 利用可能	 利用可能

尾張旭市でのAI活用の事例

AIドリル（ベーシックドリル）

- 「AIドリル」の場合は、一人ひとりの誤答状況から「フォロー問題」や「類題」など個別最適な問題が出題されます。
- 「AIドリル」の出題難易度は各教科の基礎・基本（ベーシックドリル）となります。個々の解答状況から、習熟度が高いと判断された場合は応用問題が出題されることがあります。

次のような出題になります。



ミライシード
AIドリルを実際に、
見てください。

おわりに

AIを教育から排除することには無理があります。
AIを使うか、使わないかの選択ではなく。
子どもたちのために、AIを
どのタイミングで、どのように使うかが大切か
と思います。

ご清聴ありがとうございました



尾張旭市教育委員会

(令和8年6月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（６月）定例会会議録

1 日 時 令和８年６月２４日（水） 午後２時００分

2 場 所 市役所３階 講堂（１）

3 出席者	教育長	三 浦 明
	委 員	鈴 木 厚 子
	委 員	戸 原 弘 二
	委 員	近 藤 三 博
	委 員	市 野 正 枝

4 出席職員	教育部長	若 杉 直 樹
	管理指導主事	山 下 浩 司
	教育部次長兼教育政策課長	大 内 裕 之
	学校教育課長	塩 田 駒 子
	指導主事	中 山 博 喜
	学校給食センター所長	周 防 康 尚
	生涯学習課長	坂 田 みどり
	生涯学習課主幹	鈴 木 直 子
	図書館長	二 村 正 篤

5 従事職員	教育政策課係長	高 橋 浩 代
	教育政策課主事	成 瀬 亜 弓

6 傍 聴 者 ２名

7 会議に付した事件

- (1) 承認第４号 令和８年度尾張旭市一般会計補正予算（第１号）に対する教育委員会の意見に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて
- (2) 第１０号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
- (3) 第１１号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について

	開 会 午後２時００分
教 育 長	本日の出席者は５名です。定足数に達しております。 ただいまから、６月定例教育委員会を開催いたします。 ６月定例教育委員会の会議録の署名は、鈴木委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。 昨日、本市の教職員が逮捕され、大変残念で誠に遺憾であります。児童生徒、保護者のみなさま、市民のみなさまに多大なるご心配をおかけしていることにつきまして、深くお詫び申し上げます。本件につきましては今後の捜査の進捗等踏まえまして、事実関係を確認の上、愛知県教育委員会と連携し、厳粛に対応してまいります。今後につきましては、この事態を重く受け止め、教職員一丸となって法令順守の徹底と綱紀粛正に努めて、信頼回復に向け、最大限努めてまいります。よろしくお願いいたします。 さて、６月も下旬となり、夏至も過ぎ、市内のあちらこちらでは、色とりどりのアジサイが花を咲かせ、本格的な夏を迎える季節となりました。６月は、水無月（みなづき）とも言われています。ふと、梅雨なのに水なし月かと。調べてみますと、諸説はいろいろで、大きくは二つあります。一つは、「無」という字は当て字とし、本来は「の」という連体助詞として、梅雨空で雨も多く降る田んぼに水を張る月。すなわち「水の月」という説、もう一つは字のごとく水がない月で、古く万葉集の中でも、この季節は強い日照りによって水が不足し、土もひび割れるとの歌もあり、日照りで水が無くなる月。すなわち「水なし月」という説です。どちらが正しいかわかりませんが、現在この６月は、雨が降るときは豪雨となり、雨が降らないときは熱中症に気を付ける。そんな季節となりました。みなさんも熱中症など気を付けてください。教育長という立場で、仕事をしていると様々な方と接する機会がたくさんあります。先日は、ある学校で、もうずいぶん前に教員を引退された元先生にお会

	いしました。その方は当時、私の娘の小学校の担任であり、私もその頃 PTA の会長もやっていたため、お互いに懐かしく、当時の話になりました。その中で娘が、当時人間関係など様々な悩みをかかえ、学校に足が遠のくようになりそうになった時、当時担任であったその先生は、母親である妻や娘に寄り添っていただき、何通も手紙を書いて、励ましてくれました。そのようなお話を懐かしくすることができました。帰宅後、妻に今日その先生に会って、当時の話をしたと話したら、「ちょっと待って」と言い、当時の先生からいただいた手紙を持ってきました。読み返すと、当時の母親としての不安な気持ちに、寄り添ってくれる先生の気持ちが言葉にされており、とても温かい気持ちになりました。手紙が持つ力を改めて感じました。 今は、手紙を書く機会が減り、メールや LINE などでのメッセージがほとんどですが、それらはいつの間にか通知は消え、内容も埋もれていき遡れなくなります。しかし、手紙は、捨てない限り形として残る。そして、その書いた文字は電子の文字とは違う温かさがあります。また、手紙を書く行為はその人のことを受け止め、考え、自分の言葉に込めることができます。また、相手のことをどれほど大切に思っているかを知ることになります。さらに、その思いを書くという行為により、その思いをより深めていくことになります。 人の心を動かし、励ましてくれたり、支えてくれるものだ改めて手紙の持つ力、手紙を書く行為の力の大きさを感じました。 小学校での国語科（書写）の授業では、ハガキや手紙を書く授業があります。書き方やバランスの取り方、筆順なども大切ですが、手紙を書くことで相手を思う意識や言葉を伝える意味を、子どもたちに学んでほしいと思います。
教 育 長	では続きまして、教育長の現場訪問とあります資料をご覧ください。 （パワーポイントに基づき説明） ・教育長の現場訪問「尾張旭市民プール視察」

	それでは、次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、5月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いいたします。 (無しの声) 無いようですので、5月定例会会議録は原案どおり承認いたします。 会議録承認の署名を行う委員は鈴木委員を指名しておりますので、後ほどお願いいたします。 次に、次第の3「報告」に入ります。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
管 理 指 導 主 事	(資料に基づき説明) ・6月校長会議等について ・教職員の非違行為について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
戸 原 委 員	現職の教師が逮捕されたということで、直近の教育委員会としての対応を教えてください。
管 理 指 導 主 事	教育委員会では、各学校に指導するために、本日臨時で校長会を開催いたしました。教育長からは遺憾であるということと、信頼して指導を受けてきた児童生徒に対しての裏切り行為であり、心に深い傷を残し、大きな影響を与えたというお話がありました。また、私からは不祥事防止、コンプライアンス徹底について依頼をしました。児童生徒たちの模範になるような指導をするように伝えました。学校につきましては、本日保護者説明会を行い、児童生徒たちの不安に対応するために、スクールカウンセラーを配置して、対応していきます。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。 (無しの声) 無いようですので、次の報告をお願いいたします。
教育部次長兼教育政策課長	(資料に基づき説明) ・後援・推薦行事について

	・年齢別人口からみた学校別・児童生徒数とクラス数について
	・個人情報開示請求について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
近 藤 委 員	全小学校が令和14年度に向け、児童数が減少していますが、東中学校は令和13年度にかけ、生徒数が増加しているのはなぜでしょうか。
教育部次長兼教育政策課長	東中学校につきましては、旭小学校区や旭丘小学校区から通う生徒がいます。この二つの校区にまたがって北原山土地区画整理事業が行われているため、若い世代が転入し、生徒数が増加するのではないかと考えております。
市 野 委 員	旭丘小学校のクラス数が令和14年度にはクラス上限数に近づいていますが、特別教室を普通教室に転用することで、学校の運営上、支障はないのでしょうか。
教育部次長兼教育政策課長	特別教室の例として、理科室や音楽室がございます。このような教室を転用することは授業に支障が生じるため、不可能です。しかし、少人数教室や多目的教室、生徒会室は特別活動を行う教室のため、転用可能です。現在、旭丘小学校から特段の話は聞いておりませんので、支障なく学校運営ができているものと考えております。
市 野 委 員	少人数教室での授業など、力を入れていることができなくなることがあるということなのでしょうか。
教育部次長兼教育政策課長	現状は、クラス数上限とクラス数には差があるため、支障なく運営しているとご理解いただければと思います。
鈴 木 委 員	北原山土地区画整理事業は完了していないので、今後、児童生徒が増えていく可能性はあるのでしょうか。また、東栄小学校区では三郷駅前再開発事業によるマンションの建設計画がありますが、児童生徒数が増えることを想定して、普通教室の見込み数を把握しているのでしょうか。
教育部次長兼教育政策課長	北原山土地区画整理事業や三郷駅前再開発事業により、今後、本市に転入する世帯が増えることは想定されます。しかし、今回の推計につきましては、転入や転出といった社会増減は反映しておりません。実際には、

	転入転出による増減はありますので、その動向も注視しながら教室数や
	教員数の確保について、確認しております。
戸 原 委 員	個人情報開示請求について、この調査を受けた対象者は学校給食セン
	ターの市職員ですか。
教育部次長兼教育政策課長	学校給食につきましては、調理業務と配送業務を民間委託しておりま
	す。この調査の対象者は、その委託事業者の職員間に関わる内容となって
	おります。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いいたします。
指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・令和7年度教育支援ルーム「つくしんぼ」及び校内教育支援ルームの
	在籍数について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
鈴 木 委 員	5月定例会資料の「令和7年度尾張旭市立小中学校不登校傾向児童生
	徒年度別・月別推移について」は年度別で掲載されておりましたが、今回
	の資料は年度別の掲載がないため、比較ができません。次回は年度別に掲
	載していただきたいです。また、今回の資料は学校別であるのに対して、
	5月定例会資料の「令和7年度尾張旭市立小中学校不登校傾向児童生徒
	年度別・月別推移について」は学校別の掲載がないので、学校別でも出し
	ていただきたいです。東中学校の校内教育支援ルーム在籍数が1クラス
	の人数を超える月もあり、他の中学校に比べ多いので、別次元の運用方法
	をされているのでしょうか。運用方法が同じなら、支援が必要だと感じま
	した。
管 理 指 導 主 事	こちらの人数につきましては、あくまでも東中学校の校内教育支援ル
	ームの在籍数です。面談をして、B e ルーム（東中学校校内支援ルーム
	の通称）を使用することができる、登録した生徒数となります。その中に
	は一度も使用していない生徒もおります。例えば、4月は22名おりま

	すが、そのうち5名は使用しておらず教室に復帰しています。また、教室に通えているけれど、万が一のために登録している生徒もおります。つくしんぼにも登録し、支援ルームにも登録するなど、多様な使用ができるようにしているので、人数が増加しております。日々のB e ルームの使用状況としては、1日の利用者は10名強ほどの人数です。朝から最後までいる生徒、午後から登校し、使用する生徒、それぞれ半分ずつの人数となっております。自分のペースを保ちながら、登校できるような運営となっております。
鈴木委員	学校訪問でも、東中学校は不登校傾向の生徒が特に多いと感じるので教育委員会のほうでも支援していただければと思います。
戸原委員	つくしんぼ学校別在籍数の中に、名進研小学校が入っています。基本的に市内の小中学校が対象と思っておりましたので、市内在住の私学の児童生徒も受入れ可能ということの認識で間違っていないでしょうか。また、この名進研小学校の児童がつくしんぼにくることになった経緯を個人情報で開示できる範囲で教えてください。
指導主事	名進研小学校の児童については、本市在住で、学校でのトラブルによって、登校できていないという相談があり、つくしんぼに入室しました。昨年度の2月から3月までは在籍しておりましたが、本年度は名進研小学校に復帰しましたので、現在は、つくしんぼには通っておりません。
戸原委員	市内の小中学校には基本的に子どもたちの居場所についての案内が届いているかと思いますが、そうではない人にもしっかり届いているという事は、今までの周知に対する努力の結果が出ていると感じました。私立や公立など関係なく、尾張旭市在住の子どもたちが困ったときの居場所として使用していただけたらなと思いました。
市野委員	つくしんぼや校内教育支援ルームに行けば出席日数となるという認識があるのですが、例えば、中学3年生の不登校傾向生徒がテストさえ受ければ通知表には反映されるのでしょうか。
指導主事	つくしんぼや校内教育支援ルームに行けば出席日数になるということ

	はご認識のとおりです。成績につきましては、テストだけでなく、授業中の発言や提出物の内容等も含めてつけられております。
市 野 委 員	テストだけでは、内申点がつかないということですね。
指 導 主 事	そのとおりです。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いいたします。
学校給食センター所長	(資料に基づき説明)
	・学校給食用食材費の現状について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
鈴 木 委 員	給食費の言葉の定義についてですが、2ページの中学校290円が給食費とされていますが、3ページの給食費は340円となっています。2
	ページの給食費は保護者からいただいている金額で、よろしいですか。
学校給食センター所長	中学校の給食費は340円で、その内保護者負担額が290円となります。
戸 原 委 員	物価上昇に伴い、食材費も高騰しているので給食費の値上げも致し方ないと思います。工夫をしてくださっていることは理解できるのですが、工夫しすぎることによって魅力のない給食になると、食べ残しの問題が出てくると思います。豚肉や鶏肉を厚揚げや油揚げ、大根、かぼちゃに変えてしまうと、子どもたちにとって魅力があるのかという懸念があります。食べ残しがないことで栄養をとれるので、食べ残しがあるとせっかく計算した栄養では意味がなくなります。食べ残しがあると廃棄の処分量も増えますので、そのバランスを考えていただき、子どもたちに美味しく食べてもらうことを念頭に、今後の改革を進めていただければと思います。
市 野 委 員	先ほどの説明の中で、東郷町は補助があるという話がありました。材料費を安くする手立てについて、他市町から学ぶことがあれば参考にしていきたいと思います。

近 藤 委 員	小学校は無償化になっていて、市の予算が通れば、基準額を上げられるのでしょうか。
学校給食センター所長	無償化については、ひと月あたり５２００円という給食費の負担軽減基準額がございます。他市町では給食費が基準額を超える場合、多くは自治体負担としています。なお、本市の給食費は基準額以内となっております。
鈴 木 委 員	物価が上昇していますので、基準値を上げていくのは賛成ですが、例えば小学校の給食費を値上げした場合、市の一般財源や他の支援金を探すなどして、保護者が負担することは無いということの理解よいでしょうか。
学校教育課長	現在、無償化になっている給食費について、食材費の値上げによってその分を保護者に負担してもらうことは難しいのではないかと考えております。そのことも含め、今後どのように財源を確保していくのか検討していく必要があると考えております。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いいたします。
図 書 館 長	(資料に基づき説明)
	・令和７年度図書館の利用状況について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
鈴 木 委 員	尾張旭市の図書館は建物が新しいわけではなく、リニューアルされているわけでもないのに、読書離れが進むなか、利用者が増えているのは素晴らしいことだと思います。瀬戸市はリニューアルのため図書館が閉館していますが、近隣の図書館の利用者数は増加傾向にあるのでしょうか。
図 書 館 長	近隣の図書館の利用状況については、特に日進市の図書館は新しくなり、居場所づくりなどをテーマに運営されています。本市の図書館は新しくはないですが、昔ながらの懐かしい部分も魅力があるのではないかと考えております。

市 野 委 員	個人貸出点数が減少しているので、居場所を求めて図書館に足を運んでいるのではないかと感じました。旭児童クラブおはなし会はどのようなものでしょうか。
図 書 館 長	令和５年度に、旭児童クラブから、月１回クラブ行事として図書館へ来館する際に、児童に読み聞かせをして欲しいという申し出があり、図書館の職員及びボランティアによる、絵本や紙芝居等の読み聞かせが、不定期で始まりました。令和６年度からは、図書館ボランティアによる季節や行事に合わせた絵本や紙芝居の読み聞かせを小学校内の児童クラブ室にて、月１回程度実施しています。また、読み聞かせの題材については、図書館司書が選書の相談に乗っています。
市 野 委 員	ナイト図書館の参加者数が非常に多く、図書館内が満員状態になったのではないかと想像しました。とても人気がある事業ですね。
図 書 館 長	１階フロアは照明を落とし、音楽をかけておりました。２階フロアの視聴覚室では怖いおはなし会を行い、満員となり、人気がありました。
近 藤 委 員	入館者数推移が増加しているのは、尾張旭市の利用者数が増加しているのか、瀬戸市の図書館閉館の影響で増加しているのかは分かるのでしょうか。
図 書 館 長	尾張旭市民の自然増だけでなく、瀬戸市民の利用者数の増加の伸びも影響しているように思われます。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、報告については終了いたします。
	それでは、次に次第の４「付議事件」に入ります。
	はじめに、「承認第４号 令和８年度尾張旭市一般会計補正予算（第１号）に対する教育委員会の意見に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」審議します。事務局から説明をお願いいたします。
教 育 部 長	(趣旨説明)
	・承認第４号 令和８年度尾張旭市一般会計補正予算（第１号）に対す

	る教育委員会の意見に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることに
	ついて
教 育 長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対して、ご質問等が
	ございましたらお願いいたします。
	(無しの声)
	無いようですので、「承認第４号 令和８年度尾張旭市一般会計補正予算（第１号）に対する教育委員会の意見に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
	(全員異議なく原案どおり承認)
	続きまして、「第１０号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」審議します。事務局から説明をお願いいたします。
指 導 主 事	(趣旨説明)
	・第１０号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
教 育 長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対して、ご質問等
	がございましたらお願いいたします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第１０号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
教 育 長	次に、「第１１号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」審議します。事務局から説明をお願いいたします。
学校給食センター所長	(趣旨説明)
	・第１１号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
教 育 長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対して、ご質問等
	がございましたらお願いいたします。
鈴 木 委 員	委員の年齢と住所を載せないといけないのは法律などで定められてい
	るのでしょうか。
教育部次長兼教育政策課長	こちらの議案については、本市の市議会における議案と同様に作成し

[illegible]

7月定例教育委員会報告

7月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、尾張旭市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、裏面のとおり報告する。

令和8年7月22日提出

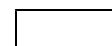
尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	1 6月議会について
管 理 指 導 主 事	1 7月校長会議等について
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について
学 校 教 育 課	1 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	
図 書 館	
全 課	

1 6月議会について



答弁

個人① 谷口 武司〔令和あさひ〕

2 公立学校の教育における「公平」の理念に基づく教育の実施について

(1) 学習意欲が高い児童生徒を支援する教育について

ア 「学習支援事業」に含まれる授業内容について

【教育長答弁】

先ず、副読本については、様々な教科で活用しております。一例として、本市が作成した社会科の副読本「きょうどあさひ」では、子どもたちが尾張旭の伝統や文化を身近に捉え、学習指導要領の趣旨である「郷土を愛する態度」を育むとともに、探究的な学びを深める教材として活用しております。

次に、外国語活動への支援においては、市内すべての小学校に英会話指導補助員、いわゆるALTを配置しております。ネイティブな発音によるコミュニケーションの機会を日常的に設けることで、言語能力の基礎を培い、外国語やその背景にある文化に対する興味・関心を高め、外国語教育の学力の育成に努めております。

また、水泳指導においては、全小学校で民間施設への委託指導を実施しております。専門のインストラクターが、個々の習熟度に応じたレベル別の指導に当たることで、児童一人一人の能力に応じた、きめ細かな対応が可能となっております。これら、副読本の活用や専門の講師などによる指導は、教育の質の向上に繋がっております。

イ 児童生徒の実力に応じた授業について

【教育長答弁】

本市では、文部科学省が推進する「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を目指し、教員による一斉授業ではなく、児童生徒の能力に応じた授業の展開について、現在、研究・実践を進めております。子どもたちが自らの興味・関心に基づき、学習課題や目標を設定し、粘り強く取り組むことができる環境を整えることにより、学習意欲の高い児童生徒は、自身の「好き」や「得意」を原動力として、教科書の内容を超えた発展的な課題に、主体的に挑戦できるのではないかと期待しております。

また、児童生徒に1人1台配布しましたタブレット端末の活用を例にしますと、レベルに応じて、AIが問題の難易度をカスタマイズするドリルアプリを用いることで、子どもたちの能力に応じた学習を進めていくことができます。

また、共有アプリを用いることで、協働的な意見交換が活発になり、困っている友だちを助けたり、自分の考えをさらに深めたりすることに繋がっていると考えております。

(2) リーダーシップを育む教育について

ア 「協働型」「支援型」リーダーシップの育成について

【教育長答弁】

「協働型」リーダーシップの育成については、学級活動や児童・生徒会活動を通して、集団生活の課題解決に向けた自発的な取組が、重要であると考えております。このような活動を通して、多様な意見を調整し、役割と責任を自覚しながら

ら合意形成を図る経験は、目標達成に向けてチームを牽引する「協働型」のリーダーシップを培う、大切な機会となっております。

また、「支援型」リーダーシップの育成については、授業において、グループ学習や教え合い活動を積極的に取り入れることが、重要であると考えております。そのような授業により、互いに学びを支え合う経験を重ねることで、周囲をサポートし集団の学びを底上げすることが期待されます。

なお、「総合的な学習の時間」における探究活動は、児童生徒が主体的に課題を解決する中で、他者と協力する力を養う大切な機会となっており、チームで意見を調整しながら目標に向かう「協働型」リーダーシップの育成と、互いの学びを支え合う「支援型」リーダーシップの育成に繋がっているものと考えております。

イ 「突出型」リーダーシップの育成も必要なのではないか

【教育長答弁】

子どもたちが最終的な判断をする機会としましては、さまざまな活動の中で設定されております。例えば、児童会・生徒会活動が挙げられます。

そこでは、会長や委員長などのリーダーが、目標達成に向けて、皆の意見を聴き、とりまとめ、最終的な判断を行うこととなります。迷ったり、難しい場面もありますが、教員のサポートのもと、責任ある行動の実体験として、学ぶことができるのではないかと考えております。

また、ある学校では、学級活動において、係活動とは別に、児童生徒が自発的に「会社」を立ち上げるといった実践があります。これは、自ら「社長」となり、自身の「好き」や「得意」を原動力に、様々な形で学級へ貢献するプロジェクトを企画・完遂させるものです。このような機会は、子どもにとってプレッシャーがかかる中でも、主体的に判断し責任を果たす経験になっているものと考えております。

ご質問いただきました「突出型」リーダーシップの育成については、次期学習指導要領策定に向けた「論点整理」に掲げられている「自らの人生を舵取りする力」の育成にも繋がるものと考えております。

引き続き、リーダーシップを育む教育について、研究を深めてまいります。

個人② 丸山 幸子〔公明党尾張旭市議団〕

1 学校に水筒給水機の設置を

(1) 水分補給の現状について

【教育部長答弁】

児童生徒には、水分補給として、水筒を持参するよう、指導しております。また、各学校には、ウォータークーラーを設置していますので、児童生徒が必要に応じ、水分を補給しております。

なお、水筒を忘れてしまった児童生徒には、水のペットボトルを貸付する制度を取り入れております。

(2) ウォータークーラーの衛生面、管理面について

【教育部長答弁】

学校における飲料水の水質につきましては、学校保健安全法第6条に規定されています「学校環境衛生基準」に基づき、点検、検査を実施しております。ウォ

ウォータークーラーから供給されている水についても、遊離残留塩素の測定と、色、濁り、臭い、味を点検する、日常点検をはじめ、一般細菌や大腸菌などを検査項目とした、年1回の水質検査を実施することにより、適切な環境衛生の維持管理に努めております。また、接触による感染リスクについては、使用にあたり、足で踏むペダルを用いて作動させることや直接飲むではなく、水筒を活用することなどにより、低減されているものと考えております。

なお、機械本体の清掃や点検については、不具合が生じた際、対応することとしております。

(3) 水筒への水分補充について

【教育部長答弁】

水筒への水分補充については、ウォータークーラーの水を活用しております。熱中症対策には、水分補給が大切となりますので、体育の授業の際は、体育館等に水筒を持参させ、こまめに給水時間をとるなどの対応をとっており、水筒の利用は必要不可欠となっております。このため、水筒の水分補充についても、大切なことであると認識しております。

(4) 熱中症対策とプラスチックごみ削減による環境意識向上のため、給水機の設置を

【教育部長答弁】

給水機については、ご提案のとおり、熱中症対策にもなり、かつ、プラスチックごみ削減による環境意識の向上にも繋がるものと考えております。

しかしながら、設置には、相応の費用を要することとなりますので、まずは、設置をされた自治体の状況などについて、調査していきたいと考えております。現状、水筒への水分補充については、児童生徒から要望のあった、ウォータークーラーにて対応してまいります。

2 不登校児童生徒の健康診断について

(1) 不登校児童生徒の健康診断未受診の現状について

【教育部長答弁】

今年度の不登校児童生徒で、学校で健康診断を受診できなかった児童は32名、生徒は48名の合計80名でした。

その後、学校以外で受診された児童は20名、生徒は24名でしたので、現在の未受診者は児童12名、生徒24名の合計36名です。

(2) 不登校児童生徒の健康診断受診の現状について

【教育部長答弁】

学校での健康診断を受診できなかった場合については、学校医の医療機関にて受診していただくよう案内しております。

なお、小学校の1年生と4年生、中学校の1年生を対象とした、心電図検査については、市役所内で会場を設け、受診をお願いしております。市役所で受診できなかった場合には、市から委託した事業所において、受診できる体制を整えております。

(3) 学校外での健康診断受診費用の現状について

【教育部長答弁】

学校から案内をしています、学校医での受診、市役所や市から委託した事業所での心電図検査とも、その費用は公費で対応しておりますので、児童生徒への負担はございません。

(4) 学校外での健康診断受診費用の助成について

【教育部長答弁】

学校医ではなく、児童生徒のかかりつけ医などで、受診された場合については、その費用をご負担いただくこととなります。

先ほど答弁しましたように、学校からの案内によります、健康診断については、公費で対応しておりますので、引き続き、その旨を、丁寧に説明させていただき、ご理解とご協力を求めてまいります。

ご提案いただきました、学校外での健康診断受診費用の助成については、健康診断を受診できない事情などを、改めて、確認させていただき、その必要性について、調査研究していきたいと考えております。

個人③ 櫻井 直樹〔市民クラブ〕

1 中学校部活動の廃部問題について

(1) 部活動の廃部状況について

【教育部長答弁】

旭中学校、東中学校については、現時点では、廃部の予定はありませんが、9月以降の休日の地域クラブの状況によっては、再度検討する予定とのことです。

西中学校については、9月以降、廃部になる予定の部活動は、昨年度から新規の募集を行っていない、男女陸上及び男女剣道と、女子ソフトボール、男女バスケットボール、男女卓球となっています。

(2) 廃部後の対応について

【教育部長答弁】

部活動については、これまで、必ずしも、専門性や意思に関わらず、教職員の献身的な勤務の下で成り立ってきたところが大きいであり、そのことが、休日を含め、長時間勤務の要因となっていました。

こうした状況も踏まえ、このたびの部活動改革が進められることとなりましたが、昨年には、いわゆる「給特法」が改正され、教職員の働き方改革の更なる加速化が求められ、これまで以上に、顧問の確保が、非常に厳しい状況となっております。

ご指摘のとおり、現2年生の気持ちを想うと、大変心苦しいですが、学校現場においては、苦渋の決断であったことを、年度はじめの部活動説明会の折に、保護者及び生徒へ案内を行い、ご理解いただくよう説明を行ってまいりました。

(3) 平日部活動がなくなる影響について

【教育長答弁】

部活動は、体力や技術の向上だけではなく、人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

このため、平日の部活動がなくなり、学びの場の一つが減ることは、生徒にとって、少なからず影響を与えてしまうのではと推察しております。

しかしながら、先ほど部長が答弁しましたように、教職員を取り巻く環境変化により、教職員個人の負担に依存し続ける従来の仕組みはすでに限界を迎えており、部活動の顧問をすると、子育てができない、親の介護ができない、休日に子どもと遊べないなどの声もあります。この点につきましては、どうかご理解をい

ただきたいと思います。

教職員を守ることは、生徒を守ることと同様に、教育委員会として、重要な責務であり、教職員の疲弊は、教育の根幹である「日々の授業」の質の低下を招きかねません。

教職員が本来の業務に注力し、心にゆとりをもって生徒と向き合い、形は変わりますが、部活動が持つ教育的意義を継承できる環境をしっかりと整えていき、学校教育への信頼感向上に繋げていきたいと考えております。

(4) 平日部活動の大会参加について

【教育部長答弁】

多くの大会は、休日に開催されることから、9月以降は、部活動としてではなく、地域クラブとして、参加することとなります。平日部活動の生徒は、地域クラブへ登録することにより、大会への参加は可能となります。

(5) 大会参加の保障について

【教育部長答弁】

先ほど答弁しましたように、地域クラブに登録することで大会には参加することができます。

なお、地域クラブについては、原則、1種目1クラブとなりますので、大会への出場機会を心配される声を伺っております。

また、現2年生の生徒やその保護者の中には、これまでの部活動で築き上げてきたチームメイトとの連帯感などから、学校単位での大会出場を強く要望されている方もお見えになります。

休日部活動の廃止に伴い、大会には、地域クラブとして参加することとなりますが、生徒への影響が、極力、少なくなるよう、特に、現2年生が出場する大会への参加については、可能な限り、善処していきたいと考えております。

(6) 大会参加の機会平等性について

【教育部長答弁】

地域クラブ活動に係る運営経費については、原則、受益者に負担していただくこととしております。

なお、経済的な理由で、子どもたちが大会参加の機会を失うことがないように、経済的困窮世帯を対象とした支援策についても、合わせて、講じてまいります。全ての子どもたちに等しく、スポーツや文化芸術活動の機会を保障するため、適切に対応してまいります。

(7) 部活動の顧問について

【教育部長答弁】

文部科学省が進める部活動改革では、休日のみならず平日についても、段階的に地域展開することとなっております。その動向を踏まえ、教職員以外の人材を顧問にする制度の構築は、今後、必要になってくるのではないかと考えております。

しかしながら、そのためには、教育的配慮や質の担保、安全管理と責任の所在、学校生活・生徒指導との連携など、解決しなければならない課題が、数多く存在します。

このため、制度の構築には、更なる研究が必要となりますので、引き続き、国の動向などに注視してまいります。

個人⑤ 市原 誠二〔市民クラブ〕

3 中学校生徒会活動の充実について

(1) 生徒会活動の教育的意義について

【教育長答弁】

中学校で行われている生徒会活動は、学習指導要領の中で特別活動のひとつとして位置づけられております。

具体的には、学校生活の充実と向上を図るため、諸問題の解決に向けて、生徒が自主的に計画を立て、学年・学級を越えて役割を分担し、協力して運営することによって目標を達成しようとするための活動です。

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団における多様な意見をまとめ、学校全体をより良くしようとする能力を育成することは、生徒自身が今後、社会の一員として生活していくための資質・能力を培うことにつながり、教育的意義は大きいものと認識しております。

(2) 生徒会活動の実態と予算支援体制について

【教育長答弁】

生徒会活動の現状につきましては、生徒総会や各種委員会などのほか、学校行事への参画、主体的な運営などを行っております。

また、生徒会の選挙時に生徒自身が掲げた公約の例として、意見箱の設置や学級文庫の充実、校則の改正、あいさつ運動の実施や三年生を送る会の充実などがあり、これらの実現に向けて主体的な活動が行われております。

これまでの生徒会活動は、費用を伴わない活動を主としており、必要な場合には生徒会費から支出しておりますので、現在予算の支援は行っておりません。

(3) 活動費用支援について

【教育長答弁】

議員からご紹介いただいた事例や、活動費用の支援予算を捻出するためクラウドファンディングを実施している自治体の事例などもあり、各自治体でさまざまな取組が実施されていることが分かりました。

本市としましては、生徒会活動費用の支援について、活動内容や活動費用の現状と照らし、その必要性も含めて調査研究してまいります。

(4) 生徒会活動の充実に向けた支援について

【教育長答弁】

生徒会活動によるさまざまな取組が行われ、学校生活が一層、充実・向上するよう創意工夫を生かした活動を経験することにより、生徒自身が達成感を感じられることが望ましいと考えております。

このため、公約や取組の実現のために、生徒会執行部と担当教員で話し合いを重ね、生徒の思いが実現できるよう支援しております。

この生徒会活動を通しての子どもたちへの支援としては、まずは、子どもたちに学校での主権者という意識を持たせることが大切だと思います。中学生という年齢で、学校という中で、主権者としての意識は、難しい面はありますが、学校における主権者は子どもたちです。自分たちの学校のルールや決まりを自分たちで考え、話し合って決める経験や自分たちの意見や声によって、学校が、何かが、変わる体験を持たせてあげたい。それが、大人になった時に、社会をより良い方向に変えていこうとする意識、主権者としての意識に繋がるかと考えており

ます。

是非、学校で子どもたちに、主権者としての意識を持たせるよう支援していただくことを期待しています。

個人⑦ いとう 伸一〔市民クラブ〕

1 子どもの弱視について

(2) 本市の弱視の子どもの把握状況について

イ 小学校就学後

【教育部長答弁】

弱視の状況については、各家庭から提出されます保健調査票や保護者からの申し出により把握しております。現在、小学校では27名の児童について、弱視と把握しております。学年毎の内訳としましては、1年生が683名中3名、2年生が724名中7名、3年生が736名中3名、4年生が760名中7名、5年生が790名中7名、6年生が736名中0名となっております。

(3) 教育現場での配慮（座席配置、拡大教材、ICTなど）について

イ 小学校就学後

【教育部長答弁】

弱視の児童へは、座席を最前列に配置すること、拡大教科書を使用すること、また、タブレットを活用することなどにより、弱視の程度に合わせた、必要な配慮を行っております。

また、過去には、保護者の要望を考慮し、弱視クラスを開設したこともありますが、引き続き、柔軟に対応していきたいと考えております。

個人⑧ 早川 八郎〔市民クラブ〕

1 中学校部活動と教職員の働き方改革の今後について

(1) 生徒・保護者側から見た課題について

ア 部活動の現状の情報発信について

【教育部長答弁】

国における部活動改革の動向を踏まえ、本市では、令和4年9月の検討委員会の立ち上げを皮切りに、部活動の今後の方向性について、検討を進めてまいりました。

生徒や保護者には、令和5年4月から順次、必要に応じ、保護者連絡システムと市ホームページにより、検討状況や決定された方針などについて、周知しております。

イ 情報発信のアップデートについて

【教育部長答弁】

生徒、保護者への情報発信については、市の検討状況を踏まえ、適時、行っていました。特に、今年の1月には、休日部活動の考え方を大きく見直したこともあり、今後はより丁寧な情報発信に努めてまいります。

ウ 部活動格差について

【教育部長答弁】

地域クラブ活動の目的では、中学生が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しめる機会を確保するとしており、部活動の基本理念を継承していることも

あり、この部分においては、格差はないと考えております。

しかしながら、地域クラブ活動については、安定的かつ継続的に運営していくために、指導者の報酬をはじめ、保険料や運営管理を行うためのシステム費用などの運営経費について、原則、受益者に負担していただくこととしております。

また、安定的に指導者を確保するとともに、継続した取組となるよう、原則として、市単位とし、1種目1クラブを基本としております。部活動とは、この2点が大きく異なることが、格差に繋がる可能性がございます。ただ、地域クラブ活動には、学校にはない種目に参加できること、他の学校の生徒と交流ができることなど、部活動とは違った効果もあると考えております。

エ 一度廃部となった部活動の復活について

【教育部長答弁】

部活動が廃部となる主な理由については、顧問を務める教職員の確保が難しくなったことによるものです。

一方で、引き続き指導を希望する教職員や外部講師には、地域クラブの指導員として登録いただき、中心的な役割を果たしていただくことを期待しています。

今回、地域クラブの開設ができなかった種目や、新たな種目の開設については、今後も指導者確保に務め、廃部となった部活動の受け皿として、地域クラブが役割を果たせるよう、進めてまいりたいと考えております。

オ 居場所がなくなった生徒について

【教育部長答弁】

部活動や地域クラブに参加しない生徒の授業後や休日の居場所については、既存の社会教育事業や地域のスポーツ・文化活動などへの参加が考えられます。特に文化活動については、地域の伝統文化などに興味を持っていただき、将来の後継者の育成に繋がる機会となればと考えております。

いずれにしても、生徒自身が自由になった時間を、地域貢献や家庭で有効に活用できる力を育めるよう、努めてまいります。

カ 部活動離れによる健康不安について

【教育部長答弁】

部活動は、生徒の心身の成長や、体力・技能の向上に資する機会となっています。このため、部活動に参加していない生徒にとっては、心身の健康を保つために、自由になった時間を有効に活用することが必要となります。学校では、生活習慣を整えることを意識するよう、長期休業期間やテスト前に、計画表を作成させるなど、生徒が健康的な生活を送れるよう指導しております。

(2) 教職員・教育委員会側から見た課題について

ア 部活動から離れた教職員の心のケアについて

【教育部長答弁】

部活動の顧問を断るにあたり、生徒のことを考え、苦悩した教職員もいるかと思えます。日々、生徒と顔を合わせ、自身の決断が、本当に正しかったのかと、思い悩み続け、心身に支障を来すことも考えられますので、相談先として心のアドバイザーなどを配置し、適切に対応してまいります。

イ 学校現場の引き算のパラドックスについて

【教育部長答弁】

このたびの部活動改革に合わせ、いわゆる「給特法」の改正により、教職員の

働き方改革の更なる加速化が求められております。文部科学省は、「学校・教師が担う業務に係る3分類」を示しており、この中で部活動は、教師以外が積極的に参画すべき業務に分類されております。この3分類を踏まえ、業務の見直しについては、今年3月に策定した、尾張旭市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画において、重点事項として、取り組むこととしております。教職員の長時間勤務が解消されることにより、授業改善に十分な時間が確保でき、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を支える余力を持つことで、「誰一人取り残さない教育」の実現が可能になるものと考えております。

学校現場において、ご指摘いただきました懸念が生じることのないよう、業務の適正化について、引き続き、しっかりと推進してまいります。

ウ 教育委員会関連職員の負担について

【教育部長答弁】

先ほど答弁しました「学校・教師が担う業務に係る3分類」により、教職員が担うべき業務に集中できるように、業務の見直しを進めています。この見直しにより、これまで教職員が担っていた業務を、教育委員会の職員が担当することになるなど、教育委員会の負担は、少なからず生じておりますが、教職員の働き方改革を進めるためには、必要なことと考えております。

(3) 「根本的な解決に向かうには」について

ア 指導者確保について

【教育部長答弁】

地域クラブ活動において、指導者確保は重要な問題だと考えております。地域クラブ活動の実施にあたり、当初は、安全安心、適正な指導、円滑な活動などを踏まえ、本市の部活動の指導に携わっていただいている方々を中心に、指導体制を構築することとしました。

指導者については、継続的な活動とするため、1種目につき、3名以上を確保することとし、活動時は、安全面などを考慮し、原則2名以上で指導することとしております。

現時点におきまして、11種目に、60名の指導者を確保することができましたが、参加者数が多くなった場合にも、適切に指導が行なえるよう、一人でも多くの指導者を確保していきたいと考えております。

なお、一部種目において、指導者が確保できておりませんが、新たな種目の開設も含め、引き続き、地域や各種団体、民間企業などと連携のうえ、指導者の確保に努めてまいります。

イ スポーツ協会等との連携について

【教育部長答弁】

昨年の10月、市議会福祉文教委員会から中学校の休日部活動の指導者確保に関する提言をいただきました。「企業・スポーツクラブ・スポーツ協会・文化協会・地域などあらゆる団体、個人に対し、積極的に情報提供を行い、一層の連携を図るとともに、部活動指導員の人材確保に努めること」とした提言については、地域クラブ活動の円滑な推進にあたり、大変重要な事項と認識しております。

先ほど答弁しましたように、引き続き各種団体などと連携し、指導者の確保に努めてまいります。

ウ 指導者育成システムについて

【教育部長答弁】

地域クラブを安全安心に運営し、子どもたちの健全な成長を支えるためには、質の高い指導者の確保と育成が、不可欠であります。

このたびの民間企業との実証実験により、地元大学監修のもと、実践的な研修動画プログラムを作成することができました。このプログラムについては、部活動の指導者からも高い評価を得ておりますので、地域クラブの指導者の研修の柱として、活用していく予定です。

エ 現時点では存在しない部活動種目について

【教育部長答弁】

先ほど答弁しましたように、部活動の種目のうち、指導者が確保できず、地域クラブとして開設できない種目がございますが、試行的に実施しました「ダンスクラブ」など、新たな種目の開設についても、今後、検討を進めます。

地域クラブの種目については、子どもたちの意向などを踏まえ、可能な限り、増やしていきたいと考えておりますので、引き続き、指導者の確保に努めてまいります。

オ 「休日だけの部活動の存続はありなのか」について

【教育部長答弁】

現在まさに、休日のみを地域クラブ活動として展開をすすめており、安定的かつ継続的な運営を目指しております。文部科学省が進める部活動改革では、休日だけではなく、平日の部活動についても、段階的に地域展開することとなっております。その改革の理念としては、一つ目に「将来にわたって、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する」、二つ目に「地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する」、三つ目に「全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備する」と示されております。

このため、市としましては、まずは休日の地域クラブを開設し、将来の平日の部活動の地域展開も見据え、地域クラブ活動を実施していかなければならないと認識しております。

カ 「平日のみの部活動の存続はありなのか」について

【教育部長答弁】

指導者の確保であったり、実施場所の調整など諸問題が整えられれば、平日の地域クラブ活動も継続的に実施は可能だと考えております。

先ほど答弁しましたように、市といたしましては、休日だけではなく、平日も含め、地域クラブ活動を実施していかなければならないと認識しております。

キ 教職員の仕事の分業制について

【教育部長答弁】

教職員の業務については、先ほど答弁しましたように、働き方改革を一層促進するため、見直しを進めておりますが、仕事の分業制に関しましては、教職員をサポートする、専門スタッフの配置を進めております。具体的には、教員の事務作業を支援するスクールサポートスタッフ、児童生徒や保護者の相談にあたるスクールカウンセラー、福祉的な面のサポートも行う、スクールソーシャルワーカーなどの配置により、教職員の負担軽減を図っております。

ク 短縮授業による解決について

【教育部長答弁】

業務が集中する年度当初において、短縮授業を実施しております。また、教育相談や会議の時間を確保するために、通常行われている授業時間を5分短くして授業を行うことがあります。

なお、短縮授業の実施については、各教科ごとに決められた、年間標準授業時数を踏まえ、計画を立てておりますが、次期学習指導要領では、各学校の裁量で、各教科の年間標準授業時数の1割程度を削減し、その時間を、児童生徒の資質能力の向上のための学習枠として活用することや、教員の授業改善に向けた、組織的な研修などに活用することができると予定とされております。

短縮授業の実施については、業務適正化の一層の推進に繋がるものとなりますので、各学校と情報共有を図り、適切に対応していきたいと考えております。

個人⑨ 若杉 たかし〔令和あさひ〕

1 尾張旭市の警固について

(1) 市制55周年「警固」について

ア 参加状況について

【教育部長答弁】

本市の伝統文化であります「警固」については、市制施行以来、各地区の保存会のご協力により、市民祭と合わせ、5年に一度、開催しております。昨年、市制55周年記念事業として、開催しましたが、その5年前は、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止となったことから、実に、10年ぶりの開催となりました。市内各地区の神社に奉納する「献馬（けんば）」や「棒の手」が一堂に会し、火縄銃の発砲が、勇壮に繰り広げられ、新居地区からは、419名、稲葉地区からは、174名、印場北部地区からは、152名、印場南部地区からは、110名、三郷地区からは、102名、本地ヶ原地区からは、78名のご参加をいただきました。

6地区合わせ、1,035名のご参加をいただきましたが、多くの保存会において、担い手が不足していることなどから、前回と比べ、約60名、減少しました。

イ 女性の参加について

【教育部長答弁】

女性については、献馬（けんば）に6名、棒の手に45名、鉄砲隊に7名、ご参加いただきました。また、その他、支援員として、62名の方が「警固」にわり、合計で120名の方にご参加いただきました。

なお、地区ごとの内訳は、新居地区が50名、稲葉地区が24名、印場北部地区が23名、印場南部地区が14名、三郷地区が4名、本地ヶ原地区が5名となっております。今回、テレビや新聞などにおいて「警固」への女性の参加が、取り上げられましたが、より多くの方に、本市の伝統文化を知っていただけたものと、強く実感しております。

今後も、本市の宝である伝統文化を、みんなで大切に守り育てていくために、保存会と共に、女性が参加できる環境づくりに努めていきたいと考えております。

(2) 課題について

【教育部長答弁】

昨年度、各保存会の役員を対象に、「5年後のあさひフェスタで「警固」を実施する場合を想定した」アンケートを実施いたしました。地域の秋祭りとの関係で日程調整が難しいことや、開催場所となる森林公園までの距離の問題など、さまざまな課題があることが分かりました。

このため、このようなことも含め、今後の「警固」については、開催日、開催場所、運営方法やPRなどの課題を整理し、保存会の皆様とも検討をしてみたいと考えております。

(3) 今後の方向性について

【教育部長答弁】

本市の伝統文化である「警固」は、江戸時代から引き継がれ、有力社寺に周辺の村々が連合して献馬していた歴史的経緯があります。このため、今後の方向性としては、5年後を見据えた「警固」が持つ歴史的な意義や地域とのつながりを大切に、「警固」の開催に向けて、保存会の皆さまとともに、具体的な計画を立てていきたいと考えております。

「警固」も含め、地域の祭りは、住民の絆を深める大切なイベントであり、将来に受け継がれるべき宝です。時代の変遷により、少しずつ形を変える必要があるかもしれませんが、伝統文化を継承するとともに、できる限り多くの方々に参加し、楽しんでいただけるよう配慮してまいります。

2 白山林の戦いについて

(1) 記念碑について

【教育部長答弁】

白山林の戦いは、後の天下人である徳川家康と羽柴秀吉、のちの豊臣秀吉が唯一直接争った「小牧・長久手の戦い」の局地戦の一つであり、尾張旭市が戦場であったと伝わっております。本市を舞台に、戦国時代の重要な合戦があったことを、広く市民に知っていただき、ふるさと意識の醸成に繋がればとの思いから、市長自ら、尾張旭ラインズクラブ様に相談し、「白山林の戦い伝承地」記念碑の寄贈を賜りました。改めまして、この場をお借りし、深く感謝申し上げます。

また、記念碑の題字について、公募を行い、旭中学校の生徒により、揮毫（きごう）されました。記念碑については、白山林の戦いの想定地付近であります、緑ヶ丘第7ちびっこ広場に建立し、昨年12月14日、式典として、除幕式を開催いたしました。当日は、中部大学人文学部の水野智之教授による「白山林の戦い」の解説と、無二流棒の手保存会による勇壮な演技披露が行われ、ご参加いただいた皆さまには、当時の様子に、思いを馳せていただきました。

(2) 市民への周知について

【教育部長答弁】

市民への周知については、今年度、二つのイベントを企画いたしました。

一つ目は、「春の史跡めぐり」です。5月28日に開催させていただきましたが、実際に、白山林の戦いの伝承地をめぐり、ボランティア団体であります、ふるさとガイド旭のご協力により、「白山林の戦い」の解説を聞いていただきました。当日は、18名の参加があり、大変、好評でした。

二つ目は、本市学芸員が企画しました「特別企画展」です。「白山林の戦い〜小

牧・長久手の戦い～」をテーマに、戦いの背景などを紹介したパネル展示を、6月から8月にかけて、スカイワードあさひ歴史民俗フロア、中央公民館ロビー、市役所ロビーにおいて、順次、開催する予定です。

今後も、引き続き、記念碑を活用し、子どもから大人まで、幅広い年齢層の方を対象に、各種イベントや講座を開催し、「白山林の戦い」を周知してまいります。

(3) 今後の活用について

【教育部長答弁】

このたび建立されました記念碑については、本市の歴史が、後世へしっかりと引き継がれる、「礎」になるものと確信しております。シビックプライドの向上はもとより、市外の方にも、本市に関心を持っていただけるよう、記念碑を最大限に活用し、「白山林の戦い」のPRに努めていきたいと考えております。

令和5年の大河ドラマを契機に、「小牧・長久手の戦い」にゆかりのある市町と同盟を結び、史跡めぐりなどのイベントを開催しており、この「小牧・長久手の戦い同盟」の取組も合わせまして、本市の歴史的資産を活かした、シティセールスを引き続き、展開してまいります。

3 どうだん亭の今後について

(1) どうだん亭の現状について

ア 施設の状況について

【教育部長答弁】

どうだん亭は、平成20年に国登録有形文化財に指定され、本市の歴史的価値のある建物として、多くの方に愛されている施設であります。その魅力は、建物に限らず、どうだん亭の名前の由来となっているドウダンツツジの美しい庭園が見どころとなっております。

施設は、母屋と離れがありますが、特に母屋は、1723年に築造されている居宅であることから、多くの方が使用するようには設計されておらず、これまでの修繕も簡易なものにとどまっていることから、老朽化が深刻な状況となっております。このため、開館当初から実施していた春と秋の一般公開を、令和7年度に中止したところでございます。

イ 利用状況について

【教育部長答弁】

どうだん亭は、貸館施設として、その美しい庭園や建物の魅力から、茶道、ヨガ、写真撮影会など様々な用途で、市内外の方に利用していただいております。令和7年度の利用状況は、利用者数が3,732人で、前年度に比べ1,103人増加しており、市内、市外の内訳は、市内が2,386人、市外が1,346人と、市内の方の利用が多い状況となっております。

また、令和7年度の使用料収入は56万2,890円で、前年度に比べ13万6,215円と大幅に増加しております。これは、令和7年4月1日から営利で使用する場合の使用料を通常料金の3倍としたことによるものです。

(2) サウンディング型市場調査の結果について

【教育部長答弁】

今後のどうだん亭の管理運営方法について検討するため、令和7年度に、民間事業者に対するサウンディング型市場調査を実施しました結果、幅広い業種の6

者から、大きく分けて3つの活用方法について提案をいただきました。

一つ目は、貸館業務を継続しながら、インバウンドツアーや文化体験イベントなどの収益事業を行うものです。

二つ目は、公益事業として、多世代が集まる憩いの場として活用するとともに、飲食事業などの収益事業を行うものです。

三つ目は、宿泊施設としての運営を主とした収益事業を行い、一部で地域住民交流事業を公益事業として行うものです。

なお、二つ目と三つ目のご提案では、本市における建物の改修が条件として付されております。今回いただきました提案は、今後の検討の参考とさせていただきます。

(3) 今後の在り方について

【教育部長答弁】

今後の在り方につきましては、サウンディング型市場調査の結果を参考に、今年度、採択されました文化庁の「文化財の保存・活用のためのファンドレイジング（資金調達）活用支援事業」を活用し、専門家のアドバイスもいただきながら、文化財としての価値を保ちつつ、美しい庭園の魅力を活かした利活用について検討してまいります。

4 学芸員の活用について

(1) 現状について

ア 学芸員の資格、専門分野について

【教育部長答弁】

学芸員の資格は、主に大学や専門学校の教育課程を修了し、学芸員講習を受講することで資格が得られます。専門分野は多岐にわたるとともに、知識や経験を有する領域も異なることから、例えば、美術館で勤務する学芸員の場合、美術史や現代アートに特化することが多く、歴史博物館では、考古学や民俗学などの歴史学を専門とする学芸員が採用されています。

イ 勤務状況について

【教育部長答弁】

本市の学芸員は、会計年度任用職員として生涯学習課に1名配置しております。勤務年数は、約10年で、歴史や文化財に関する知識も豊富で、他市での講演依頼を引き受けるなど、多方面で活躍しております。

(2) 業務内容（活動内容）について

【教育部長答弁】

学芸員の業務内容は、主に歴史資料や文化財の整理、紹介及び管理に関する業務などを行っております。具体的には、スカイワードあさひにあります収蔵庫での歴史資料などの整理や歴史民俗フロアでの企画、展示、デジタルミュージアムの業務、史跡めぐりなどでの講師、小学校による文化財見学での解説など幅広い業務を担っております。

さきほども答弁いたしました、スカイワードあさひで開催中の特別企画展「白山林の戦い～小牧・長久手の戦い～」は、企画・展示からPRポスターなどの作成まで学芸員が行っており、市民からは、大変好評をいただいております。

(3) 今後の考え方について

【教育部長答弁】

学芸員が持つ専門的な知識を活用し、さまざまな文化・歴史に関する事業を実施しておりますが、本市の文化財を守り、正しく継承していくためには、学芸員は必要な人材であると考えております。

今後も、さまざまな場面での学芸員の活用を通して、本市の文化の継承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図ってまいりたいと考えております。

個人⑭ 川村 つよし〔日本共産党尾張旭市議団〕

1 プッシュ型支援はどこまで実現可能か

(1) 児童扶養手当や就学援助の対象者へプッシュ型支援を行う場合の課題

【教育部長答弁】

就学援助対象者へのプッシュ型支援の実施に関する課題としましては、個人情報目的外利用に関すること、対象者から支給の承諾の意思確認が必要なこと、就学援助以外の支援用にシステムが構築されているわけではないため、支援を実施するとなるとある程度システム改修等が必要になることなどが挙げられます。

1 7月校長会議等について

1 7月校長会議

(1) 教育長

- 体調管理に留意を
- リスクマネジメントを磨く
- 反省の大切さ
- 1学期を振り返る
- 夏休みを迎えるにあたり

(2) 教育部長

- 令和8年6月市議会定例会について
- 「ワーク・ライフ・バランス推進強化月間」について
- 熱中症対策に係る取組方針について

(3) 管理指導主事

- 健康管理の大切さ
- 夏季休業中の服務について
- 教職員の不祥事根絶に向けて

2 学校の様子

- 昨年度と比べると1学期中に、「熱中症警戒アラート」が発令される日や最高気温が35℃を超える日がなく、熱中症による救急搬送もなかった。屋外での体育授業や諸活動については予定通り行うことができた。
- 本年度は、7月17日（金）が1学期の終業式であった。夏季休業前には、各小中学校において、熱中症予防だけでなく、交通事故、水難事故、自殺の予防などについて事前指導を実施している。
- 中学校総合体育大会 瀬戸・尾張旭地区大会が6月27日（土）から行われた。初日こそ、台風の影響で屋外の種目が中止となったが、それ以外はほぼ予定通り大会が実施できた。各種目で熱戦が繰り広げられ、各中学校から、団体種目・個人種目ともに、上位大会への出場が決まった部活動があるとの報告を受けている。

1 後援・推薦行事について

令和8年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
25	後援	令和8年度明るい選挙啓発ポスターコンクール	—	令和8年5月11日（月）から令和9年2月下旬まで	選挙が明るく正しく行われるため県内の児童・生徒に、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターを募集する。	尾張旭市選挙管理委員会 委員長 赤尾 勝男
26	後援	第14回 文化講演会	長久手市文化の家 光のホール	令和8年11月15日（日）	日本福祉大学全学教育センター講師 災害ボランティアセンター長の高村秀史先生を講師に迎え、防災・減災について講演していただき、地域の防災意識を高めることを目的とする。	日本福祉大学瀬戸・尾張旭・長久手地域同窓会 会長 加藤 勝
27	後援	夏休み子どもの土台づくり	アクティブボディケアももい	令和8年7月17日（金）から令和8年8月28日（金）まで 期間中の（火曜日・水曜日・金曜日）全19回	子どもたちの姿勢づくりや体力向上を通じて学習意欲や集中力の向上、健康的な生活習慣の形成を図るとともに、成長を支える環境づくりに貢献することを目的とする。	子どもの土台づくり実行委員会 代表 柴田 麻里子
28	後援	親子で遊ぼう英語の歌とおはなし	印場ふれあい会館他	令和8年7月25日（土）から令和8年8月29日（土）までの期間全15回	幼いころは日本語も英語も区別がないため、心と身体を使って親子で楽しみながら、英語の歌や物語に触れていただくことを目的とする。	ラボ教育センター中部総局名北地区研究会尾張旭瀬戸 代表 高塚 ゆい

29	後援	夏休みテニス教室	テニスラウンジ新瀬戸駅前	令和8年7月22日（水）から8月31日（月）まで 期間中の（火曜日・土曜日・日曜日）※ 8月13日から17日までの期間は除く	身体を動かすことの楽しさ、テニスの楽しさをさらに多くの人たちに広めて健康で明るく生きがいのある社会づくりに寄与する。	株式会社 テニスラウンジ 代表取締役 江口 夏樹
30	後援	親子孫で〈たのしい仮説実験〉講座	自然科学研究機構岡崎コンファレンスセンター外3施設	令和8年7月19日（日）、20日（月）、8月8日（土）、8月9日（日）	子どもから大人まで共に参加できる科学入門教育の講座を体験することによって、科学教育や生涯学習に寄与する。	NPO法人 楽知ん研究所 理事 宮地 祐司
31	後援	令和8年度小中高生ダンスフェスティバル	尾張旭市文化会館 文化会館ホール	令和8年10月17日（土）	子どもたちが自立し積極的な生活を実現するため、日常生活の中で自己実現の機会を提供するとともに、子どもたちがダンスを披露し、交流も行う場としてダンスフェスティバルを開催する。	尾張旭市青少年健全育成推進会議 会長 松原 弘道
32	後援	はたらくってなーに？おみせやさんごっこ	渋川福祉センター	令和8年9月6日（日）	座学や寸劇の体験を通じて、お金のお金や働くことの大変さを学んでもらい、早期にお金や金融への興味をもってもらうことを目的とする。	キッズマネースクール あいちニコニコSL校 会長 朝子 雄介

33	後援	福祉マインド フェア尾張旭 2026	渋川福 祉セン ター	令和8年8月1日 (土)	ボランティア連絡協議 会加入団体が一堂に会 し、日頃の成果発表を 行い、市民のみなさま にボランティア活動の 大切さを体験してもら う。	社会福祉法 人尾張旭市 社会福祉協 議会 会長 秋田 誠
----	----	--------------------------	------------------	-----------------	--	---

許可件数9件（後援9件）
新規団体は、番号に下線。

2 情報公開請求について

請求年月日	令和8年6月10日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	・ 渋川小学校等ロッカー等改修工事 金入り設計書 ・ 旭小学校等ロッカー等改修工事 金入り設計書
決定年月日	令和8年6月15日
開示区分	一部公開
開示文書名	金入り設計書 ・ 渋川小学校等ロッカー等改修工事 金入り設計書 ・ 旭小学校等ロッカー等改修工事 金入り設計書
担当部署	教育政策課
備考	1 非公開とした部分 細目別内訳書の備考欄に記載した内容 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第5号に該当 本市が行う工事施行事務における設計書の備考欄には、設計書の作成を効率的かつ適正に行うために必要な情報が記載されているが、当該部分を公表することにより、次のおそれがある。 (1) 本市の設計書作成に係る考え方が推測されることにより、今後の契約について市の利益が損なわれるおそれ (2) 設計単価の作成者との信頼関係を損なうおそれ これらにより、今後の工事施行事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該部分については、非公開とする。

請求年月日	令和 8 年 6 月 2 2 日
請 求 区 分	公文書公開請求書
請 求 内 容	令和 8 年度 5 月分の「在校時間状況記録一覧表」（市内 1 2 校分） 労働基準監督機関としての職権の行使について（市内 1 2 校分） 業務量管理・健康確保措置実施計画（市内 1 2 校分）
決定年月日	令和 8 年 7 月 6 日
開 示 区 分	一部公開
開示文書名	令和 8 年度 5 月分の「在校時間状況記録一覧表」（市内 1 2 校分） 労働基準監督機関としての職権の行使について（市内 1 2 校分） 業務量管理・健康確保措置実施計画（市内 1 2 校分）
担 当 部 署	学校教育課
備 考	1 非公開とした部分 在校時間状況記録一覧の対応等に関する部分 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第 7 条第 1 号に該当 個人に関する情報であり、公にすることにより、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害するおそれがあるため。

1 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について

1 趣旨

身の回りのものごとについてじっくりと考え、テーマを持って取り組むことで、主体的に挑戦してみることや試行錯誤を繰り返しながら課題を解決するよさを実感させる環境づくりを進めることを目的に、作品募集及び展示を行い、主体的に課題解決に向かう姿勢を育成する。

2 応募資格

(1) 小学校の部

尾張旭市立小学校在籍の小学3～6年生

(2) 中学校の部

尾張旭市立中学校在籍の中学生

3 表彰

(1) 教育長賞

1名 賞状、副賞

(2) 優秀賞

1名 賞状、副賞

(3) 佳作

8名 賞状

4 選出作品の展示

(1) 展示期間

令和8年9月11日（金）から18日（金）まで

(2) 展示場所

スカイワードあさひ4階ギャラリーあさひ

(3) 表彰作品の取り扱い

表彰作品については、市役所ホールでの展示（令和8年9月24日（木）～30日（水））を行う。

5 昨年度の応募状況

小学校 549名

中学校 22名

6 昨年度の受賞作品

○ 教育長賞「薬草の秘めたる力とは！？自然を有効活用してみた！」

○ 優秀賞「アイスの棒でスカイワードあさひを作ってみた」

第 1 2 号議案

令和 9 年度使用教科用図書の採択について

令和 9 年度使用教科用図書を別記のとおり採択するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和 5 5 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、付議するものとする。

令和 8 年 7 月 2 2 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市立小中学校において、令和 9 年度に使用する教科用図書を採択するため必要があるからである。

愛知県令和9年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から 10 の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択すること。

2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択すること。

3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、7の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、8の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立中学校(附属中学校)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択すること。

6 県立中学校(夜間中学)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択すること。

小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合は、「小学校用教科書目録(令和9年度使用)」に登録されている教科書のうちから採択することもできる。

7 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和9年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

8 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和9年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

9 国立(特別支援学校小学部を含む)及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択すること。

10 国立(特別支援学校中学部を含む)及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和8年度使用教科書と同一のものを採択すること。

令和 9 年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	無	教育出版	教育出版
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
英 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	光村図書出版	光村図書出版

令和 9 年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	光村図書出版	光村図書出版
社会（地理）	無	東京書籍	東京書籍
社会（歴史）	無	東京書籍	東京書籍
社会（公民）	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽（一般）	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽（器楽）	無	教育出版	教育出版
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外 国 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	教育出版	教育出版

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号)

最終改正：令和元年六月一四日法律第三七号

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書(以下この条において「既採択教科用図書」という。)の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合(教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。)において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。